内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町二丁目三番
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	平河町一丁目及び二丁目、隼町、永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、永田町二丁目並びに紀尾井町（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都港区	西新橋一丁目及び二丁目、虎ノ門一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目及び二丁目、六本木一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目から七丁目まで並びに元赤坂一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣官房に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この号において同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○内閣府告示第七十八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の敷地及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年内閣府告示第百六十八号）及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（令和七年内閣府告示第百三十一号）は、同日から廃止する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

令和八年七月三日

対象施設の敷地	東京都千代田区	永田町一丁目六番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	平河町二丁目、隼町、永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、日比谷公園並びに内幸町二丁目
	東京都港区	西新橋一丁目及び二丁目、愛宕一丁目及び二丁目、虎ノ門一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、六本木一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目から五丁目まで及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

一　内閣府の庁舎であって東京都千代田区永田町一丁目六番一号に所在するもの

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二　内閣府の庁舎であって東京都港区虎ノ門二丁目二番三号に所在するもの

対象施設の敷地	東京都千代田区	虎ノ門二丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）
対象施設に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区	永田町一丁目及び二丁目、霞が関一丁目から三丁目まで、日比谷公園並びに内幸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目
	東京都港区	虎ノ門一丁目から五丁目まで、西新橋一丁目から三丁目まで、新橋一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、愛宕一丁目及び二丁目、芝公園三丁目、麻布台一丁目、六本木一丁目、二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、赤坂一丁目から三丁目まで、五丁目及び六丁目並びに元赤坂一丁目（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を内閣府に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象施設の敷地及び対象施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

○内閣府告示第七十九号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条第一項及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第四十七号）による改正後の同条第二項の規定に基づき、対象施設の区域及び当該対象施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、同法の施行の日（令和八年七月十四日）から施行する。

なお、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（平成二十八年内閣府告示第百二十六号）は、同日から廃止する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

令和八年七月三日